Press release

長浜水道企業団
NAGAHAMA WATER SUPPLY AUTHORITY

令和８年１１月１２日

資　料　提　供

長浜水道企業団総務課
担当　中尾・河野
電話（0749）62－4101

令和８年度消費税および地方消費税の中間申告・納付の遅延について

企業団において、消費税および地方消費税の中間申告・納付(以下「消費税の中間納付」とします。)手続を誤ったため、延滞税が徴収される事態となりました。

このような事態を招いたことをお詫びしますとともに、再発防止の徹底に努めて参ります。

記

１．事案概要

消費税の中間納付の遅延により延滞税が発生

延滞税：98,100円

２．経過および対応

11月10日(火)に、税務署からのお知らせメール(5回目分)が届いたことがきっかけで、消費税の中間納付について長浜税務署に納付状況を確認したところ、1回目から4回目の未納が発覚した。

国税電子申告・納税システム(e-Ｔａｘ)上の過去のお知らせを確認し、未納となっていた4回分および納期到来前の1回分を即時納付した。

３．原因

消費税の中間納付は、前年度消費税の確定申告額により納付回数が変わるため、令和7年度は3回／年であったが、令和8年度は11回／年の納付となったことから、確認漏れが発生した。

また、1回目から4回目のお知らせメールは届いていたが、国税庁や税務署を装った迷惑メールが多数届くことから、当該メールを見落としていた。

４．再発防止策

支払等のメールについて、他のメールと区分できるよう整備する。

スケジュールや処理状況を複数の職員で確認する。